

贈与税の納税猶予 ～円滑な事業承継のために～

自社株の評価額が高額となる場合、円滑な事業承継の阻害要因となります。そこで税務では、納税猶予制度を用意することにより、円滑な事業承継をバックアップしています。納税猶予には、相続税の納税猶予と贈与税の納税猶予の二種類があり、文字通り税金の納税を『猶予』する制度となります。



1. 贈与税の納税猶予

贈与税の納税猶予とは、一定の要件を満たす会社を経営する贈与者から一定の要件を満たす一定の株式の贈与を受けた一定の受贈者は、一定の贈与税額の納税を猶予する制度です。一定だらけで何を言っているのかわかりませんので、一つ一つ見ていきましょう。

(1) 会社の要件

- ・ 経済産業大臣の認定を受けた中小企業者であること
- ・ 従業員数が1人以上いること
- ・ 資産保有会社又は資産運用会社でないこと など

普通の会社を対象となります。

(2) 贈与者（先代経営者）の要件

- ・ 贈与前において会社の代表権を有していたことがあること（過去）
- ・ 贈与の時までには代表権を有していないこと（現在）
- ・ 贈与直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係のある者で総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、経営を承継する受贈者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたことなど

一族で50%超を保有し、受贈者を除いて贈与者が筆頭株主であることが要件です。

(3) 受贈者（経営承継者）の要件

- ・ 20歳以上であること
- ・ その会社の代表権を有していること
- ・ 受贈者及び受贈者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
- ・ 役員に就任して3年以上経過していること

一族で50%超を保有し、贈与の結果、受贈者が筆頭株主となることが要件です。

(4) 株式の要件

先代経営者の所有分をA、経営承継者の所有分をB、贈与時の発行済株式総数をCとした場合、

- ・ $A + B < C \times 2/3$ である場合・・・ A
- ・ $A + B \geq C \times 2/3$ である場合・・・ $C \times 2/3 - B$

2/3を所有すれば、特別決議を要する重要な議案も自分だけで決めることができるからで、それを超える分についてはこの規定の適用外となっています。

(5) 贈与税額の要件

- ・ この規定の適用を受ける非上場株式の評価額から110万円を控除した金額に贈与税率を適用して計算した金額の納税が『猶予』されます。

具体的には、次回見ていきましょう。